



福岡県医第2252号(地)
平成22年 3月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公 印 省 略)

日医医賠償特約保険「平成22年7月加入手続要領(加入依頼書)」の配布
および平成22年7月に満期を迎える加入者の更新手続きの依頼について

平成22年度の加入手続(保険開始:平成22年7月1日)については、別紙スケジュールに基づき実施いたします。

つきましては、別添のとおり標記加入依頼書【保険開始:平成22年7月1日】(1枚目の手続要領が空色の用紙)を送付いたしますので、特約保険未加入の日医A1、A2会員へご案内いただきますようお願い申し上げます。

また、併せて満期を迎える加入者からの申し出による加入内容の変更の際に使用する「変更手続要領(変更手続依頼書)」(1枚目の手続要領が桃色の用紙)及び満期を迎える加入者からの申し出による脱退や未加入者が中途加入する際に使用する汎用の「手続要領(加入・脱退依頼書)」(1枚目の手続要領が緑色の用紙)を下記部数送付いたしますので、申し出のある会員にお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 加入依頼書(保険開始:平成22年7月1日)、変更手続依頼書、汎用の手続依頼書については、貴会にてお取りまとめの上、5月14日(金)までに本会へ送付ください。
- 2) 各手続依頼書が不足しましたら本会へご連絡ください。
- 3) 平成22年7月加入受付および更新手続きの会員向け案内は、「日医ニュース」平成22年4月5日付号に掲載される予定です

記

平成22年7月加入手続要領(加入依頼書)	50	部
変更手続・汎用手続依頼書	各 5	部

小郡三井医師会より

会員福祉担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

日医医賠償特約保険に新規加入ご希望の方は、当医師会事務局へお申し出下さい。

郡市医師会

日医医賠償特約保険加入手続きスケジュール

(保険開始：平成22年7月1日の場合 継続を含む)

- 3月中旬 県医師会から各郡市医師会に「平成22年7月加入手続要領（加入依頼書）」を送付。
- 4月 1日 加入手続の開始（A会員に加入手続要領を配布）
- 4月中旬 3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が日医から県医師会へ送付され、県医師会から各郡市医師会へ送付。また、「自動継続のご案内」が日医から会員宛に送付。
満期を迎える加入者の申し出による脱退、加入内容の変更手続。
- 5月14日 各郡市医師会より県医師会への加入依頼書締切。
(継続分の脱退、変更手続きを含む)
- 5月31日 県医師会より日医への加入依頼書締切。
- 7月 1日 保険開始
- 7月下旬 日医より送付される「掛金集金資料」及び「被保険者明細表」を県医師会から各郡市医師会へ送付。
「掛金集金資料」にもとづく掛金の集金。
「被保険者証」が日医から加入者へ送付。
- 9月20日 集金した掛金及び「掛金集金資料」を県医師会へ送付。
- 9月30日 県医師会から日医あて掛金の送金の期限。

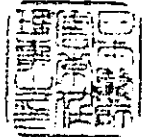


(法責310)

平成22年2月5日

都道府県医師会
医事紛争担当理事 殿

日本医師会
常任理事 木下 勝之



日医医賠責特約保険の「平成22年7月加入手続要領(加入依頼書)」
用紙の送付部数についてのご照会

日医医賠責特約保険の加入手続き事務等につきましては、日頃より
貴会の多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

特約保険の来年度の新規加入手続きおよび既加入者に対する継続手続き
(保険開始;平成22年7月1日)を、別紙スケジュールにて実施いたします。

つきましては、特約保険に未加入のA会員に配付する「加入手続要領
(加入依頼書)」用紙(6枚綴り)の送付部数について、下記のとおりご照会
申し上げます。

会務ご多端のところ誠に恐縮に存じますが、特約保険未加入A会員に
対する特段のご指導のほど併せてお願い申し上げます。

記

<ご回答要領>

別紙「加入依頼書用紙の送付部数について」に、ご希望の送付部数を
ご記入のうえ、来る2月17日(水)ー必着ーまでに、

FAX(03-3942-6509)等で、日医事務局医賠責対策課宛にご回答下さい。

以上



平成22年度特約保険 加入・自動継続 手続きスケジュール (平成22年7月1日保険開始分)

< 日 程 >

都道府県医師会

日本医師会

3月上旬

- ・都道府県医師会に未加入A会員用の「加入手続要領(加入依頼書)」を送付する

4月上旬

- ・特約保険未加入A会員あてに、「加入手続要領(加入依頼書)」を配布する

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が、日医から送付される
- ・加入者の申し出による、脱退や加入内容の変更手続きに対応する

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく
①「自動継続案内」を作成して、会員あてに送付する(4月上旬)
- ②「自動継続内容明細表」を作成して、都道府県医師会あてに送付する(4月上旬)

5月17日

- ・加入依頼書の受付締切
(継続分の脱退・変更手続きを含む)

- ・会員→都道府県医師会あての、加入依頼書受付締切日(5/17)

5月31日

- ・加入依頼書を取りまとめ、5/31までに日医へ送付する

- ・都道府県医師会→日医あての、加入依頼書受付締切日(5/31)

6月30日

7月1日

— 保 険 開 始 —

7月下旬

- ・日医から送られる「掛金集金資料」および「被保険者明細表」に基づいて、各会員から掛金の集金を行う

- ・「掛金集金資料」「被保険者明細表」を都道府県医師会へ送付する

- ・集金した掛金を9/30までに日医へ送金し、「掛金集金結果通知書」を日医へ送付する

- ・「被保険者証」を加入者あてに送付する

9月30日

掛金送金締切日(9/30)

10月中旬

- ・集金不能者につき、該当医師会と打合せ、「無効通知」を送付する

- ・制度運営に関わる経費を、都道府県医師会あてに送金する

*

内は、7月1日に自動継続となる会員についての資料および手続き内容
注：手続きの詳細については「日医医賠償特約保険 事務の手引」をご参照下さい

日医医賠責特約保険

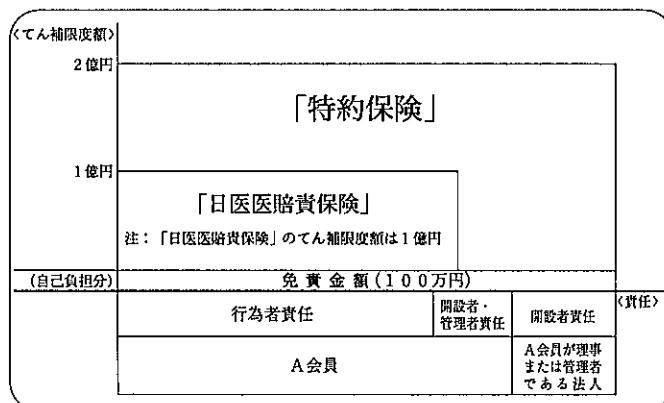
平成22年7月加入 手続要領

1 特に、次のA会員に加入をお奨めします。

- (1) パート、アルバイト、ローテーションの医師らを含めた、いわゆる非A会員が起こした医療事故について、開設者・管理者としての責任部分の賠償にも備えたいA会員
- (2) 法人（99床以下の法人立病院と、診療所のみ加入可）の責任部分の賠償にも備えたいA会員
- (3) 高額賠償の支払い（1事故2億円まで、保険期間中6億円まで）に備えたいA会員

2 てん補限度額

「日医医賠責保険」と合算して
1 事故（同一医療行為につき）2 億円
保険期間中 6 億円



3 保険期間

平成22年7月1日から
平成23年7月1日までの1年間

4 掛金 * 1

①診療所		23,000円																	
②A2会員		23,000円																	
③病院	掛金	=	<table><tr><td></td><td>*2</td><td>1病床あたり掛金</td></tr><tr><td>補償対象の病院に在籍なし</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>常勤する1～2名</td><td>15,200円</td></tr><tr><td>A2会員数3名以上</td><td>14,400円</td></tr></table>		*2	1病床あたり掛金	補償対象の病院に在籍なし	16,000円	常勤する1～2名	15,200円	A2会員数3名以上	14,400円	×	<table><tr><td>*3</td></tr><tr><td>一般・療養病床の許可病床数</td></tr></table>	*3	一般・療養病床の許可病床数	-	<table><tr><td>40,000円</td></tr></table>	40,000円
					*2	1病床あたり掛金													
				補償対象の病院に在籍なし	16,000円														
				常勤する1～2名	15,200円														
				A2会員数3名以上	14,400円														
*3																			
一般・療養病床の許可病床数																			
40,000円																			

- * 1 上記掛金の一部については、制度運営に関わる経費が含まれています。
 * 2 病院については、常勤A2会員の在籍数により、掛金区分が異なります。
 * 3 一般・療養病床数は、医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。
 * 病院の精神病床については、別途、日本医師会（電話 代表03-3946-2121）までご照会ください。

5 具体的な加入手続き

- (1) 2枚目の加入依頼書に所定の項目を、ボールペンで強く記入し、また捺印してください。
- (2) 6枚目の「本人控」を切り離し、2枚目から5枚目を都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）の提出先窓口に締切日までに提出してください。
- (3) 掛金は、都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）を通じて集金されます。
 なお、集金不能となった場合は、始期に遡り保険の効力が無くなるのでご注意ください。
- (4) 被保険者証は、日本医師会から直送されます。
- (5) 次年度以降は、加入条件に変更の無い限り、自動継続となります。

6 その他

制度の詳細については、冊子「日本医師会医師賠償責任保険 解説」をご参照ください。
 なお、制度全般に関するご照会は、所属都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）までご連絡ください。